

麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二十七条及び第三十条関係）			
第一種 向精神薬	(略)	第一種 向精神薬	(略)
ニ―フェニル―ニ―（ニ―ピ ペリジル）酢酸メチルエステ ル（別名メチルフェニデー ト）、その塩類及びこれらを 含有する物	(略)	ニ―フェニル―ニ―（ニ―ピ ペリジル）酢酸メチルエステ ル（別名メチルフェニデー ト）、その塩類及びこれらを 含有する物	(略)
第二種 向精神薬	(略)	第二種 向精神薬	(略)
ニ―α―シクロプロピル―七 ―α―（S）―ヒドロ キシ―・ニ―トリメチ ルプロピル―六・十四―エ ンド―エタノ―六・七・八・	(略)	ニ―α―シクロプロピル―七 ―α―（S）―ヒドロ キシ―・ニ―トリメチ ルプロピル―六・十四―エ ンド―エタノ―六・七・八	(略)
80 mg	(略)	36 mg	(略)
別表第一（第二十七条及び第三十条関係）			
第一種 向精神薬	(略)	第一種 向精神薬	(略)
ニ―フェニル―ニ―（ニ―ピ ペリジル）酢酸メチルエステ ル（別名メチルフェニデー ト）、その塩類及びこれらを 含有する物	(略)	ニ―フェニル―ニ―（ニ―ピ ペリジル）酢酸メチルエステ ル（別名メチルフェニデー ト）、その塩類及びこれらを 含有する物	(略)
第二種 向精神薬	(略)	第二種 向精神薬	(略)
ニ―α―シクロプロピル―七 ―α―（S）―ヒドロ キシ―・ニ―トリメチ ルプロピル―六・十四―エ ンド―エタノ―六・七・八	(略)	ニ―α―シクロプロピル―七 ―α―（S）―ヒドロ キシ―・ニ―トリメチ ルプロピル―六・十四―エ ンド―エタノ―六・七・八	(略)
1.8 g	(略)	1.8 g	(略)

	(略)	十四ーテトラヒドロオリパ ン(別名ブプレノルフィ ン)、その塩類及びこれらを 含有する物
(略)		
	(略)	・十四ーテトラヒドロオリパ ビン(別名ブプレノルフィ ン)、その塩類及びこれらを 含有する物
(略)		